

へいせい ねんどだい かい
平成 23 年度第 1 回

さっぽろししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい
札幌市障害者施策推進協議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち げつ こ じ ぶん かい かい
日 時 : 平成 23 年 10 月 31 日 (月) 午後 6 時 30 分開会

ば しょ : しゃかいふくしそうごう かい しちょうかくけんかいぎしつ
場 所 : 社会福祉総合センター 4 階 視聴覚兼会議室

1. 開 会

○事務局（嶋内障がい福祉課長） 皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の嶋内でございます。本協議会の会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議でございますが、終了時間は20時30分を予定しておりますが、場合によりましては、20分程度は延長することが可能でございます。スムーズの進行につきまして、よろしくお願いいたします。

次に、本日の一般傍聴者についてでございますが、傍聴の希望者はおりませんでしたので、ご報告させていただきます。

以下、着席して説明させていただきます。

それでは、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

まず、委員の委嘱状を机上に配付させていただいております。

次に、資料は、お手元の次第の裏面に配付資料一覧を記載しておりますので、あわせてご確認くださいと思います。

資料1として障害者施策推進協議会条例、資料2-1として数値目標の検討資料、資料2-2として障害福祉サービス見込量実績、資料2-3として障がい児・者数、資料2-4としてサービス提供事業所の推移、資料2-5として札幌市障がい者プラン概要版（案）たたき台、資料2-6として計画体系図、資料2-7として主なスケジュール（予定）、資料3として障害者基本法の改正について【情報提供】、資料4として障害者虐待防止法の成立について【情報提供】、参考資料は障害者保健福祉計画概要版（平成15年策定）、そして障がい福祉計画概要版（平成21年策定）です。

よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

○事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の天田からごあいさつを申し上げます。

○天田障がい福祉担当部長 皆さん、こんばんは。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

本日は、ご多忙のところ、また夜間の足もとの悪い中、障害者施策推進協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

加えまして、皆様には、白ごろから札幌市の障がい者福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいております。この場をおかりしまして、心から厚くお礼を申し上げます。

本来であれば、冒頭に加藤保健福祉局長よりごあいさつを申し上げるところでござい

ますが、本日は、あいにく別の会議が重なってございます。大変恐縮でございますが、本協議会を欠席させていただいておりますので、何とぞご容赦いただきたいと思います。

さて、このたびの協議会の委員の改選に当たりましては、委員のご就任をお引き受けいただきまして、改めて感謝を申し上げます。なお、委嘱状につきましては、本来であれば札幌市長から直接お渡しすべきところではございますが、まことに恐縮ですが、略式ながら、机上配付とさせていただいております。どうかご了承いただきたいと思います。

この協議会でございますが、障害者基本法に基づきまして障がい者福祉施策の総合かつ計画的な推進についてご審議をいただくための札幌市の附属機関として設置をさせていただいております。今回は、委員の改選後、初めての開催でございますので、まずは本協議会の会長及び会長代理を選出していただきまして、その後、現在、改定作業を進めておりますお手元の参考資料等でご用意させていただきました障がい福祉関連計画の議題を中心にご審議いただきたいと思います。

ところで、皆様ご承知のことと存じますが、国においては、今、障がい者施策の大きな見直しの動きがございます。一例を申し上げますと、一つは、昨年12月に障害者自立支援法が改正になりました。これについては、現行法の改正をした上で、この10月に一部のサービス体系が見直されております。また、来年4月には障がい児施策を含めて制度の改正がございます。また、本年に入りましてから6月に障害者虐待防止法が成立いたしました。これは議員立法で成立したものでございますが、数年間、国会の中で提案されながら、なかなか審議が進まなかったものでございます。このたび、これが成立しまして、来年10月からスタートいたします。もう一つは、障害者基本法がこの8月に改正になってございます。理念的なものが中心となっておりますが、特に本協議会の位置づけにつきましても変更になる予定でございます。具体的な施行期日につきましては、この協議会に係るものは、これから政令が制定されますので、別途ということになりますが、我々の見込みとしては、来年4月には施行されるだろうと思っております。

その他、障がい者施策の中でも特に重要な障害者自立支援法等につきましては、総合福祉法へ移行するもの、さらには障害者差別禁止法の制定などの議論も国レベルで行われております。そういう意味では、障がい者施策の充実に向けた法整備が着々と進んでいると言えると思います。

後ほどの議題にも挙げさせていただいておりますが、札幌市としましても、この法律の改正の流れに置いていられないよう、円滑な運用に向けて作業を進めたいと考えておりますので、各委員の皆様にもぜひご協力をいただきたいと思います。

最後になりますが、本日は限られた時間でございます。約2時間を予定させていただいておりますが、委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えております。

どうかご審議のほどをよろしく願います。

3. 委員紹介

○事務局(嶋内 障がい福祉課長) それでは、本日ご出席していただきました委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

札幌山の手養護学校校長の阿部委員です。

北海道中小企業家同友会障害者問題委員会委員長の池田委員です。

北海道医療大学看護福祉学部准教授の太友委員です。

札幌この実会センター24介護助手の押見委員です。

知的障害児施設きらめきの里施設長の加藤委員です。

札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤委員です。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員です。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の高森委員です。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員です。

セルフサポートセンター札幌代表の西坂委員です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の廣岡委員です。

北星学園大学短期大学部教授の藤原委員です。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員です。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員です。

札幌市民生児童委員の吉田委員です。

なお、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員からは遅参する旨の連絡を受けております。また、札幌市中途失調・難聴者協会会長の扇谷委員、札幌市精神科医会会長の岡委員、北海道立心身障害者総合相談所所長の貞本委員、札幌公共職業安定所所長の林委員におかれましては、欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、私ども事務局をご紹介させていただきます。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

自立支援担当課長の高橋でございます。

以下、関係職員から、順次、自己紹介をいたします。

○事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。いつもお世話になっております。

○事務局(武井事業管理係長) 事業管理係長の武井と申します。よろしくお願いします。

○事務局(吉森発達障がい担当係長) 発達障がい担当係長の吉森と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(前田在宅福祉係長) 在宅福祉係長の前田と申します。よろしくお願いします。

○事務局(谷坂精神医療保健福祉係長) 精神医療保健福祉係長の谷坂でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山本就労相談支援担当係長） 就労相談支援担当係長の山本と申します。
よろしくお願ひします。

○事務局（嶋内障がい福祉課長） ただいま、身体障害者福祉協会会長の浅香委員がお見えになりましたので、ご紹介いたします。

4. 議 事

○事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、早速、議題に入らせていただきます。

議題（１）会長の互選についてでございます。

資料１の障害者施策推進協議会条例をごらんいただきたいと思います。

まず、本協議会の概要などにつきましてご説明させていただきます。

本協議会は、その設置根拠を障害者基本法としまして、条例により設置するものでございます。協議会の事務の内容としましては、障がい者計画の策定や障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につきまして必要な事項を調査、審議するものとされております。このたび、７月に委員の改選を行いまして、定員上限の２０名の委員の皆様を委嘱させていただいております。委員の任期は２年としております。このたび、条例第５条第１項の規定により、会長を委員の皆様の互選により定めることとなります。また、第５条第３項の規定によりまして、会長は会長代理をあらかじめ指名するものとされております。

（会長は藤原委員、会長代理は浅香委員に決定）

○事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、会長から一言ごあいさつをいただきまして、その後の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤原会長 改めまして、こんばんは。

ただいまご推薦をいただきました北星学園大学短期大学の藤原と申します。

お引き受けはしたのですが、私は、今回、初めてこの職につくものですから、甚だふなれなところもあるかと思ひます。ご紹介にありましたように、私は、最初は保育士として障がい児保育にかかわって、その後、道立養護学校で１０年間勤務しておりました。養護学校をやめてちょうど１０年がたつのですが、当事者との関係もだんだん薄くなってきたところで、今回は、また原点に返って、障がいを持っている当事者の方に私たちはどういふことができるのかということを皆さんと一緒に勉強する機会を与えられたと思ひますので、この職をお引き受けしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この後は私が進行させていただきます。

早速ですが、本日の議題（２）障害者基本法の改正についてです。

現在、国において進められております障がい者制度改革の中で、ことし８月に障害者基本法が改正されておりますが、その概要の情報提供ということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西田事業計画担当係長） 障がい福祉課の西田と申します。

私から情報提供ということで、ご説明させていただきたいと思います。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料3をごらんいただきたいと思います。

ポイントのみをご説明させていただきます。

冒頭に、部長からも話をしましたけれども、国におけます障がい者制度改革の動きとしまして、本年6月に閣議決定されました障害者制度改革推進のための基本的な方向が示されておりまして、資料はホチキスどめのA3判の資料の裏になります。その中で、改革の進め方ということで、先般改正されました障害者基本法の改正がございました。二つ目としまして、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定です。いわゆる差別禁止法になろうかと思います。三つ目としまして、障害者総合福祉法（仮称）の制定というスケジュールとなっております。

先ほどご説明したとおり、本年8月5日に障がい者基本法が改正されておりまして、一部を除いて同日に施行されております。また、平成24年には、障害者総合福祉法案（仮称）が提出され、平成25年8月までの施行を目指すと言われております。さらには、平成25年には、障害者差別禁止法案（仮称）の提出を目指すと言われております。

このたびの障害者基本法の改正につきまして、見直しされた事項、あるいは新たに設けられた事項につきまして情報提供をさせていただきます。まず、基本法第2条の障害者の定義が見直しをされております。また、資料は5ページの中段になりますが、第25条に防災及び防犯という項目が新設されております。また、第27条としまして、消費者としての障害者の保護という項目が新設されております。さらに、選挙等における配慮という項目が第28条に新たに設けられております。

続きまして、冒頭に部長から話をした内容ですけれども、障害者基本法は8月に公布されました。そして、公布日から1年以内に施行が予定されている項目としまして、障害者施策推進協議会を改組いたしまして、その事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加するということが掲げられております。

詳細の取り扱いにつきましては、今後、この法律の施行時期などを定める政令、省令等が国から示される予定ですので、今後、関係者の方からもご意見を伺いながら、この協議会のあり方等につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○藤原会長 西田係長、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、まず、皆様から質問はございますでしょうか。あわせて、ご意見でも結構ですが、いかがでございましょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 ないようでしたら、とりあえず、この件は終了しまして、後ほど何かございましたらご意見、ご質問をいただきたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

（3）の障害者虐待防止法の成立についてです。

ことし6月に議員立法により成立した法律ですが、その概要などにつきまして事務局から情報提供をよろしくお願いいたします。

○事務局（西田事業計画担当係長） 私からご説明させていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思います。

これにつきましても、ポイントのみをご紹介させていただきたいと思います。

この法律の目的ですが、障害者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするとされたものでございまして、本年6月24日に公布されまして、来年の平成24年10月1日から施行されることになっております。

また、定義としましては、先ほどご紹介しました改正後の障害者基本法を引用する形になっておりまして、障害者虐待とはということで、一つ目として養護者による虐待、二つ目として障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、三つ目として使用者による障がい者虐待を言うとなっております。

具体的な虐待防止の流れとしましては、最後のページに国の資料を引用したものをつけておりますけれども、中段に虐待防止施策の図がかかれております。ご紹介しますと、例えば、養護者による虐待につきましては、虐待が発見されたことで市町村に通報が入りまして、市町村で事実確認、あるいは場合により一時保護などを行う流れになっております。また、障害者福祉施設従事者による虐待につきましては、虐待が発見されましたら市町村に通報が入ります。そして、市町村から都道府県に報告するという流れでございまして、具体的には都道府県において監督権限等を行うという流れになっております。また、使用者による障害者虐待につきましては、職場の企業といたしまして、使用者を想定していると思いますが、虐待が発見されましたら市町村、あるいは都道府県に通報が入りまして、通報を受けた市町村は都道府県に通知をすることになります。都道府県は、労働局に報告しまして、労働局において監督権限等に基づき適切に行使されるという流れになっております。

札幌市としましては、これまでも具体的には区役所に保健福祉課という部署がありますが、そこに個別支援主査を配置しまして、その主査が中心となって関係機関と連携体制を構築しながら個別案件について対応する体制をとっております。また、区役所を初めとした各種の相談窓口におきまして、さまざまな相談支援などを行っているところでございます。今後も、この法律を背景としまして、さらなる充実や体制整備を検討していきたいと考えておりますが、この法律の細目につきましては、今後、国から示されると思いますので、今後も引き続き施策の充実に努めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○藤原会長 それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見をお願いいたします。

○加藤委員 これが法律になって法制度として確立されるということですね。これまでも、防止策としてやってきたところがあると思うのですが、さらに、これが法として確立されることで強制力を持つものがあるのか、その辺の変化が見えていないので、わかってい

ることがあれば教えていただければと思います。

○事務局(西田事業計画担当係長) 現時点でわかる範囲といいますが、今後、国から詳細を示される部分もありますが、まず、養護者による障がい者虐待の流れの中で、具体的に虐待を発見したという通報が市町村に入ります。そうしますと、事実確認ということで立入調査を行えるということがこの法律に位置づけられておりますので、そこが新しい部分かと思えます。

また、一番最後のページのA4判横の資料の下のその他という枠があります。その1番目に、市町村の部局または施設に障がい者虐待対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たさせるとございます。これは、現段階で想定されますのは、例えば区役所の窓口になるのか、委託している相談支援事業所になるのかは今後の検討ですが、そういった窓口を虐待防止センターとしての機能も果たさせるといことも想定されると考えております。まだ国からの情報を待っている段階ではありますが、現段階ではそのようなことが新しくできると考えております。

○藤原会長 今のことに関連して、私からも1点質問させていただきます。

これは、「者」ですから18歳以上を想定していて、部分的には障がい児である場合の条件が米印として書いてあります。これは、「児」であるか、「者」であるかということが先なのか、障がいを持っているか、持っていないかということが先なのかによって、今まで取り扱っている児童相談所にまずというあたりはどんなふうになっているかという情報はありますか。

○事務局(西田事業計画担当係長) 現段階での情報ですが、まず、在宅の障がい児の方は児童虐待防止法が適用になるといことだと思えます。また、施設に入所されている障がい児、児童養護施設等につきましては、児童福祉法が適用になるといふうにされております。また、障がいのある在宅の高齢者につきましては、障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法のそれぞれを適用するということが示されております。

ただ、この適用の詳細につきましては、今後、整理をしていきたいと考えております。

○藤原会長 ありがとうございます。

皆様からほかにございますか。

○高森委員 基本的なところですが、虐待の定義は何か規定があるのでしょうか。

○事務局(西田事業計画担当係長) 申し訳ありませんが、きょうは、詳細の資料等々を持ちあわせておりません。例えば、身体的な虐待を初め、経済的な虐待、ネグレクト等が想定されているところだと思えます。申しわけございませんが、後日、この会議の議事録を送付するのにあわせて、その定義の詳細の資料も送付させていただきたいと思えます。

○藤原会長 高森委員、よろしいですか。

○高森委員 はい。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ないようでしたら、この件についてはここまで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、(4)の障がい福祉関連計画の改定についてです。

現在、札幌市では、障がい福祉に関する計画の改定作業を行っているとのことですが、これまでの検討状況や今後のスケジュールなども含めまして、まずは事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局(西田事業計画担当係長) 私からご説明させていただきます。

まず、現在定めております計画につきましては、参考資料としまして、概要版を2冊配付させていただきます。

一つ目が、白黒のホチキスどめのもので、もう一つが、カラー版のホチキスどめのものでございます。

一つは、障害者保健福祉計画という名前で、もう一つは、障がい福祉計画という名前になっております。後ほど、詳細につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

この二つの計画は、平成23年度中に改定いたしまして、24年度からスタートするということで作業を進めているところでございます。

まず、資料2-5をごらんいただきたいと思います。

あらかじめ資料を郵送でお送りしており、主なポイントを中心にご紹介させていただきますと思ひます。

まず、資料2-5につきましては、今、作業をしております新しい計画の概要版の現段階でのたたき台という位置づけでございまして、これから整理していく段階のものでございます。これまで、この計画の改定に当たりまして、障がい当事者の方を含みます外部の委員によって構成される計画策定会議を立ち上げておりますが、そういったところでの検討や障害者施策推進協議会などの外部の機関でご審議をいただいている内容、あるいは市民や障がい当事者の団体の方との意見交換会などでさまざまなご意見をいただいておりますが、そういった意見や検討内容を踏まえまして現段階でまとめたものでございます。また、先ほどお話をしました障害者基本法などの関係法令の要素もこの計画に位置づけていくということでございます。

まず、資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

現計画には二つの計画がありますが、それをあわせまして障がい者プランとすることを想定しております。一つは障害者保健福祉計画という障害者基本法に基づいて策定する計画です。これは、現在の計画期間は10年でございます。平成15年度から10年間ということでございます。もう一つは、障がい福祉計画の第3期目の計画としまして、障害者自立支援法に基づいて策定するもので、現在の計画期間は3年間でございます。

前者の障害者基本法に基づく計画が障がい福祉に関する基本的な施策全般について定めるものでございまして、後ほど詳細についてご紹介したいと思ひます。また、障害者自立

支援法に基づく計画につきましては、障がい福祉サービスに関するサービス見込み量などの数値の設定が中心になっております。この二つの計画を障がい者プランとしまして一体的なものとして策定することを想定しております。

また、計画期間ですが、障害者自立支援法に基づいて策定する障がい福祉計画が3年間と設定されていることから、前段の障害者基本法に基づく障害者保健福祉計画は3の倍数の6年間の計画期間と考えておりまして、3年ごとに両者を見直していくことも検討しております。

以上が計画の概要です。

続きまして、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここには、障害者基本法に基づいて策定する計画を記載しておりまして、その骨組みの部分です。3ページをもうちょっと詳しく書いたものが資料2 - 6になります。これは、計画の骨組みの部分に基本的な施策まで記載したものでございます。

まず、計画の基本理念としまして、共生社会の実現を掲げております。これは、障害者基本法、あるいは、現在、国で定めております障害者プランに倣ったものでございます。

また、基本理念をこれから申し上げます四つの計画目標に分けて施策展開をしていきますが、計画目標の一つ目としまして理解促進を掲げております。二つ目としまして、施設、病院からの地域移行の推進を掲げております。三つ目としましては、サービス提供基盤の一層の充実を掲げております。四つ目としましては、市民、地域、事業者との連携強化によりまして、地域福祉力を向上させることを掲げております。

この四つの目標は、共生社会の実現を掲げるためにシンプルにわかりやすく設定したところでございます。

また、この四つの計画目標をさらに八つの分野に分けて施策展開していくということでございますが、この分野の分け方につきましては、現在定めている計画と同じでございます。先ほどご紹介しました障害者基本法の項目立てにある程度準拠しているものでございます。理解促進から始まりまして、スポーツ・文化までを定めているものでございまして、次の項目で詳細説明をさせていただきたいと思います。

次に、4ページに参ります。

分野1の理解促進です。

主なポイントとしましては、広く福祉教育を初めとした理解促進、啓発広報活動がございます。3番目の施策で権利擁護に関する啓発広報ということで、先ほどお話をしました障害者基本法をはじめとします関係法令、北海道障害者条例などの普及を図りまして、権利擁護に関する啓発に努めることをこの分野で位置づけているところでございます。

また、5ページに参りまして、分野2の生活支援です。

ここが、この計画で最も項目の多い分野だと考えております。課題はある程度幅広く拾いまして、かつ、計画の記載は簡潔に努めているところでございます。施策がいろいろありますけれども、主なポイントとしましては、これまでも意見交換会でさまざまな意見を

ちょうだいしているところですが、その中で、特に重度の障がいのある方に対する支援の充実、あるいは移動支援事業の拡充について多くのお声をちょうだいしておりまして、そういった課題につきまして計画に位置づけて検討するよう策定作業を進めているところでございます。

少し飛びまして、8ページの分野4に生活環境がございます。

これは、バリアフリーはもちろん、3月の東日本大震災を受けまして、災害時の安全対策につきましてもさまざまなご意見をこれまでいただいております。そういった災害時の安全対策につきましてもこの計画に位置づけていくために作業を進めております。

次に、9ページに参りまして、分野5には教育・育成を設定しております。

この施策には、学校教育の充実があります。特に、教育委員会の事業が中心となりますが、特別支援教育などにつきまして、この障がい者プランにも位置づけて計画を策定していくということで作業を進めているところでございます。

また、10ページに参りますと、分野6に雇用・就労を設定しております。

これは、一般就労への移行推進や福祉的就労の場の充実など、札幌市独自に取り組んでいる事業も含めまして、この計画に位置づけて展開していくことを考えております。

また、11ページの分野7の情報・コミュニケーションでございます。

障害者基本法に新たに追加された項目にもございまして、一部実施しているものもありますが、テレビ電話を活用しまして、手話通訳者を介した消費者相談におきまして、聴覚に障がいのある方が相談に来たときにテレビ電話を活用して手話通訳者のいるところにつないで消費者相談の通訳をするといった取り組みです。あるいは、選挙におきまして、点字版で選挙のお知らせなどを配付するなど、情報提供、コミュニケーション支援の充実などをこの計画に位置づけるべく検討をしているところでございます。

これまでは、障害者基本法に基づく計画でしたが、12ページ以降は、障害者自立支援法に基づく計画を記載するイメージでございます。この障害者自立支援法に基づきます障がい福祉計画におきましても、法令の規定に基づきまして、基本理念、基本的な考え方を記載することとされております。

障がい福祉計画の基本理念としましては、一つ目としまして自己決定、自己選択の尊重です。二つ目としまして3障がいの一元化です。三つ目としまして地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備です。これは、現在の計画を踏襲したもので、この基本理念の設定につきましては、11月中旬に国から策定の指針という形で示される予定になっております。

また、基本的な考え方は四つございまして、一つ目としまして、どこでも必要な訪問系サービスの保障です。二つ目として、日中活動系サービスの保障です。三つ目として、グループホーム等の充実を図り、入所、入院から地域生活への移行推進です。四つ目としまして、福祉施設から一般就労への移行推進です。この基本的な考え方につきましても、11月中旬には国で策定指針という形で示される予定となっております。

また、13ページ目以降は、障がい福祉サービスに関する数値目標やそれぞれのサービスの見込み量について計画に定めることになっておりますが、これについては、別な資料を用意しておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、数値目標につきましては、資料2-1をごらんいただきたいと思います。

この数値目標の項目につきましては、大きく分けて現計画でも三つ設定しておりますが、これも11月中に示される予定の国の基本指針というもので設定される予定となっております。

一つ目の目標としまして、入所施設、入所者の地域生活への移行です。現在、国の指針が示されていない段階ですが、北海道で市町村の数値目標、あるいはサービス見込み量を都道府県単位で一たん取りまとめをして、都道府県から国に報告するという流れがある関係上で、札幌市の場合、現段階での北海道としての数値目標、あるいはサービス見込み量という形で示されておりますので、それに基づいて札幌市でも検討作業を進めているところでございます。平成17年10月1日の施設入所者は、札幌市でいきますと約2,500人いらっしゃいましたけれども、その入所者を平成26年度末において3割以上の方が地域に移行するという目標でございます。ちなみに、平成23年度の現在の計画における目標につきましては、平成17年10月の入所者約2,500人のうち480人を地域移行するという目標でございました。これは累計値でございます。今回の26年度の目標値は、累計ですが、3割以上の方の地域移行ということで、単純に計算しますと、大体700人から800人ぐらいの方を地域移行するという目標値になります。

この目標値の設定につきましては、国の基本指針が出てから詳細について検討しますが、この目標値に少しでも近づけるための施策展開が重要になってくると考えております。例えば、地域移行をするに当たって重要な住まいの場としましてグループホーム、ケアホームの充実があります。また、今後、重度の方の地域移行が大きな課題になってくると考えられますので、訪問系サービス、あるいは日中活動系サービスの基盤整備です。そして、地域に移行するという事で、広く地域にお住まいの方の障がいに関する理解を深めていただく取り組みも重要になってくると考えております。

次に、2ページに参ります。

先ほどの数値目標に関連する指標でございますが、入所者数の目標値でございます。

先ほど、平成17年10月現在で約2,500人の方が入所されていたということでございますが、現段階での北海道の考え方に基つきまして、26年度の目標は17年10月の入所者数から18%以上を減少させるといった目標値でございます。ちなみに、現計画の23年度の目標につきましては370人を減少させるということでございまして、26年度に北海道の考え方を単純に計算いたしますと、17年10月からの累計値でございますが、大体400人から500人の入所者数が減少することになります。

ちなみに、進捗状況でございます。本年7月現在の概算値でございますが、施設入所者数は2,200人から2,300人いまして、22年度に比べますと若干減少してお

ります。これは、入所定員の減少ということでございますが、現在、23年度までの事業としまして、北海道で実施しております入所施設事業転換促進交付金という基金事業がございまして、入所施設の定員を減少させて事業を転換することを促進するという名のとおりの事業でございますが、この事業の効果が大きく、これまで入所者数が減少してきた大きな要因でございます。この事業は23年度までの事業ということで、今後については未定ですけれども、札幌市としましては、先ほど申し上げましたグループホームやケアホームなど居住系サービスの基盤整備ということで、地域の受け皿を整えていくことで、地域移行の機運、あるいは体制を高めて、入所される方の減少を図っていくことを検討しているところでございます。

続きまして、3ページに参ります。

計画目標の大きな二つ目でございます入院中の精神障がい者の地域生活への移行でございます。現在の計画につきましては、平成17年度の調査によりまして、退院可能な入院中の精神障がいのある方が400人いたという数値がありまして、その方全員が23年度までに退院して地域移行するという目標値でございました。しかし、この数値の把握方法、調査方法に難しさがあるという課題が一方でございまして、現在、26年度に向けた新たな計画に係る目標値の設定については、現在、国で検討中でございます。その詳細につきましては私どもにも示されておらず、この数値目標自体について検討中でございます。

続きまして、4ページ目に参ります。

大きな数値目標の三つ目の福祉施設から一般就労への移行でございます。これは、現段階での北海道の考え方によりまして、17年度の移行実績は札幌市では22人が福祉施設から一般就労へ移行したという実績ですが、この4倍以上を自指するという考え方でございます。ちなみに、23年度の現在の計画目標値では、1年間に100名の方が移行するというものでございました。26年度は単純計算しますと4倍ですから90名以上になるのですが、22年度の実績が出ておりまして、1年間で182人が福祉施設から一般就労へ移行したという実績がございまして、これにつきましては、主な背景としましては、障害者雇用促進法という障がい者雇用に関する法律が22年7月に改正され、いわゆる雇用納付金制度の対象となる事業所が拡大されたこと、そして、労働者のカウントされる対象範囲ですが、短時間労働者もカウントの対象になったということが一つ大きな背景にあるようでございます。さらに、そういう法令改正を背景としまして、就労支援に関して、札幌市内にさまざまな事業所がありますけれども、そういった事業所の熱心な取り組みによりまして着実に一般就労に移行されているという背景があると考えております。

26年度の数値目標につきましては、現在検討中でございますが、22年度の実績値が一過性のものなのか、あるいは、今後、180人、200人ぐらいで推移していくものなのか、今後、関係する機関にいろいろアドバイスをいただきながら、26年度の数値目標を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、5ページに参りまして、関連する数値目標です。

障がい福祉サービスの中に就労移行支援事業がございまして、この利用者に関する数値目標がございまして、福祉施設を利用する人数が分母となり、そのうち就労移行支援事業を利用の方が分子となり、その割合で2割以上の方が就労移行支援事業を利用するという目標値でございまして、これは、現在検討しているところでございまして、22年度におきましては、大体6%の方が就労移行支援事業を利用している状況になっておりまして、その背景としましては、分母となる福祉施設を利用する人数ですが、特に今後、重度の方の日中活動の支援ということで、後ほどお話ししますが、生活介護という事業がございまして、その利用の伸びも想定されることと、就労継続支援という事業もあるのですが、そういった事業の利用者の伸びも想定しており、分母の数字も大きくなるということが背景にあると考えています。

また、関連するものとして、就労継続支援A型事業の利用者数という数値目標がございまして、このA型事業は、雇用契約を結んで利用する事業に位置づけられているものでございまして、これも、同じく分母となるものに就労継続支援のA型事業とB型事業がございまして、両方を利用する人数です。そのうち、A型事業を利用する方が分子となり、現段階での国の目標値の考え方として、3割はA型事業を利用する方という目標値でございまして、22年度の札幌市の状況を見ますと、25%の方がA型事業を利用するとなっております。

これは、約3割で、ニアな数字かなと考えておりますが、詳細につきましては現在検討しているところでございます。

長くなりましたが、数値目標は以上でございまして。

続けて説明させていただきますが、サービス見込み量をご紹介します。

資料2-2でございまして。

これは、障害者自立支援法に基づきまして障がい福祉サービスがございまして、それぞれの各サービスの見込み量を設定するものでございまして、資料2-2につきましては、22年度までの実績値と現在の計画の23年度の計画見込み量の数字を載せた資料でございまして、26年度につきましては、現在、検討中でございまして、こういった資料をご用意させていただきます。

例えば、1ページに訪問系サービスがございまして、例えば居宅介護や重度訪問介護、さらに本年10月から同行援護というサービスが開始されております。まず、居宅介護、重度訪問介護につきましては、これまでの実績で申しますと、利用人数、月当たりの時間数とも増加傾向にございます。今後も地域生活支援という観点で伸びていくだろうと考えております。また、同行援護につきましても、24年度から26年度までの見込みを立てる予定でございまして。

続きまして、2ページから3ページに、日中活動系サービスということで、昼間に施設に通所するサービスになってございまして、さまざまある中でポイントを申し上げます。例えば、生活介護というサービスがございまして、これは、特に重度の障がいのある方を支え

るサービスだと位置づけられまして、この生活介護につきましても、利用人数、あるいは月当たりの利用日数とも約3割増という推移でございまして、今後、重度の方の地域移行、あるいは地域定着のために必要なサービスだと考えております。また、中段には就労移行支援という事業がございまして、これは、文字どおり、就労に移行していただくための支援を提供するサービスでございまして、一般就労への移行という数値目標を達成するために重要な位置づけとなるサービスの一つでございまして、この数字は微増でございまして、最近よく寄せられる声としましては、支援内容や支援技術の質の向上を求める声も多くなっております。こういった就労移行支援を利用される方のうち、22年度でいきますと182人の方が一般就労に移行していることとなります。特に、一般就労に移行支援される方のほとんどが就労移行支援を利用している方なのではないかと考えているところでございます。

また、就労継続支援のA型事業とB型事業がございまして、これにつきましても、実績を見ますと伸びているということでございまして、特に、就労継続支援のB型事業につきましては、重度の方も含めまして重要なサービスに位置づけられると考えております。また、児童デイサービスにつきましては、平成24年4月から、いわゆるつなぎ法の関係で障害者自立支援法から児童福祉法に位置づけられるサービスとしまして、サービス体系も一部改変されることになっており、この計画からは外れることとなりますが、重要なサービスに位置づけられますので、計画とは別にそのサービス提供体制について検討していくことになろうかと考えております。

進みまして、4ページに参ります。

居住系サービスと相談サービスがございまして、まず、居住系サービスのうち、共同生活援助、共同生活介護とございまして、これは俗称ケアホーム、グループホームでございまして、月当たりの人数も伸びております。これは、地域生活への移行を進めるに当たって住まいの場ということで重要な位置づけとなるサービスと考えております。これまでも、札幌市ではグループホーム等の設置に際して一部補助を行う支援の取り組みを行っておりまして、今後もそういったことを継続してまいりたいと考えているところでございます。

また、相談というメニューでございまして、地域相談支援と障がい児相談支援がつなぎ法の関係で来年度4月からスタートすることになっておりまして、これにつきましても、見込み量を設定することとなります。今後、検討していくこととなります。

また、5ページに参りまして、今度は地域生活支援事業です。

一つ目に、相談支援事業がございまして、これは、平成23年10月現在で委託している相談支援事業所は17カ所でございます。本年10月に1カ所ふやしてございまして、これまでも23年度に1カ所ふやすことを検討しております。今後、24年度、25年度、26年度と1カ所ずつふやしていけないかということで検討しております。また、コミュニケーション支援事業ということで、例えば手話通訳、要約筆記の関係でございまして、これも着実

に推移していると考えておりまして、今後もそのように見込むことを想定しております。

また、6ページになりまして、地域生活支援事業の主なものとしまして、日常生活用具につきましても着実に推移しているところでございます。

その次の移動支援事業でございます。

これまでも、意見交換会等で移動支援事業の利用対象の拡充などについてさまざまなご意見、ご要望をちょうだいしているところでございまして、来年度以降につきまして、利用範囲などを拡充できないかということで、これから予算査定に入っておりますが、今までもよりちょっと具体的に検討している段階でもございまして、そういった内容も計画に位置づけていきたいと考えております。

7ページ、8ページに、その他、地域生活支援とありますが、説明を省略させていただきたいと思っております。

この数字の積算につきましては、10月に北海道から中間報告ということで集計作業の依頼があり、一たん、これまでの経過、実績等々を踏まえまして概算という形で集計して報告したところでございます。今後は、12月ごろに再調整という形で報告する機会がございます。つきましては、現段階でも予算査定等の状況との見合いはありますが、検討作業をしておりまして、年内をかけてさまざまなご意見を踏まえまして数字を精査してまいりたいと考えております。

資料2-3、2-4につきましては参考データということで、説明は省略させていただきたいと思っておりますので、後ほどごらんいただけたらと思っております。

最後に、資料2-7をごらんいただきたいと思います。

これは今年度のこれまでのスケジュールで、今後の部分も載せてございます。計画の改定作業につきましては、昨年度から作業に着手しております。11月に実態調査ということでアンケート調査を実施しまして、報告書も本年3月にでき上がっておりますので、そういったものも参考にしながら作業を進めております。また、計画の策定体制でございますけれども、この計画につきましては、行政計画ということで行政が定める計画となっておりますので、最終的に決定する場として、庁内の市長・副市長会議がございます。また、そこに至る前に企画調整会議という局長級の会議、あるいは、その下に部長級の会議、課長級の会議、担当者の実務レベルのワーキング会議がございまして、最終的に庁内では市長・副市長会議で決定することになっております。しかしながら、行政だけで計画をつくることにはなりません、さまざまなご意見を参考にさせていただいております。その一つとしまして、意見を求める機関がございまして、本協議会は障害者基本法に基づいて計画の策定の段階で意見をいただくこととされております。そして、障害者自立法に基づきまして、地域自立支援協議会がございまして、そういったところからも、逐次、ご意見をいただいております。また、精神保健福祉の分野では、精神保健福祉審議会がございまして、そういったところからもこのようにご意見をいただく場がございまして、

そういった審議会、協議会より、さらに実務的な議論をする外部の会議を設置しました。

それが障がい福祉施策に係る計画策定会議です。これは、本協議会、自立支援協議会、精神保健福祉審議会の委員にも会議のメンバーに入っておりますし、障がい当事者の方にも加わっております。これは、平成22年12月に第1回目の会議を開催しまして、これまで計5回の会議を開催して、検討しております。

また、意見交換会ですが、これは広く市民を対象とした意見交換会、市内の主な障がい者団体との意見交換会を合わせて5回開催しております。これは、この9月までにかけて、計画を固める前の段階で広く意見をお伺いしてまいりました。また、その意見交換会のほかに、地域の関係機関に出向いていきまして、出前講座という形で情報共有をしてまいりました。出前講座は9月までの間に13回開催しております。

そういったものが主なスケジュールで9月までの欄に掲げております。そして、10月ですが、先般、計画策定会議を10月初旬に開催しました。さらに、このたび障害者自立支援法の自立支援協議会を先週金曜日に開催しました。そして、本日、障害者施策推進協議会を開催しているところでございます。また、中間集計としまして、先ほどの数値目標、見込み量を報告したのが10月でございます。

こういった外部の意見等を踏まえまして、今後、来月11月から12月の年内にかけまして庁内で最終調整をしてまいりますが、企画調整会議という局長級の会議、市長・副市長の会議がございます。当然、その前の段階では、担当者レベル、課長、部長レベルの検討会議を開催いたします。今の予定では、12月中に計画素案を公表しまして、それをもとに1月にはパブリックコメントにかけたいと考えております。また、同時並行的に数値目標やサービスの見込み量を再調整していく期間がございます。

また、本協議会につきましては、計画素案が公表された段階で、その素案の内容等についてご説明させていただいてご意見をいただく場を、できれば1月から2月中くらいには開催させていただきたいと考えております。そういった調整期間を踏まえまして、今のところの予定では3月下旬ごろに計画を公表するため、鋭意、作業を進めているところでございます。

長くなりましたが、計画の改定については以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

内容がかなり多岐にわたっておりますが、まず、今の内容につきまして、皆様から質問、意見をあわせてお願いしたいと思います。

○大友委員 計画の目標数値に直接反映していくものではないだろうと思うのですが、意見としてお聞きいただきたいと思っております。

先ほどご説明の中に、日中活動系のサービスに対する意見として耳にするところで支援内容や支援技術の向上が望まれているというご報告を伺いました。実は、私がかかわっているところで、訪問系に関するいろいろな意見があります。それはどういうことかというところ、ここでは訪問系は重度の方たちの利用も当然に増加していきますし、サービスの利用状況は前年比で見ましても増加傾向があるということは見てとれます。しかし、現状の

問題として感じているのは、重度の障がいを持つ方のところに訪問系のサービスが入って、かかわっていたスタッフが事業所を退職してしまうとサービス提供が継続していかないという事態が、私がかかわっているところで何件かあるのです。それは、障がい特性から来るものやケアの難しさもあるかもしれませんが、障がい当事者の方たちがこのようなサービスを望むのだというところでなかなかマッチングしないことなど、背景にはいろいろありますが、いずれにしても、これから地域生活に移行していき、訪問系等々も極めて重要になるのだというお話でありますから、数値目標は大変重要なところです。ですから、数値目標とあわせて、それらで掲げたところが実態として本当に障がいを持つ方たちの生活支援にきちんとつながっていくようにするためにはどうあるべきかというところもぜひ念頭に置いていただいて、システムチックな計画を検討いただければありがたいと考えております。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいま、資料2-2の部分で、先ほどは日中活動系の就労継続支援で質の向上をとというお話がありましたが、今、大友委員からは、訪問系のところでも、何人利用したか、それがふえたというだけではなく、本当にサービス内容がそれを求めている人と一致しているのかどうか、職員がやめて提供できなくなったという事態が発生しているというコメントをいただきました。これに対して、事務局からは何かありますか。

○事務局（西田事業計画担当係長） 大友委員ご指摘のとおりだと思います。

数字だけではなく、質の向上など、実態として支援につながるようにどういった取り組みができるかということも今後検討して、計画に位置づけられるものは位置づけていくということで、ご意見も踏まえて庁内で検討してまいりたいと思います。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 中小企業家同友会の障害者問題委員会の池田でございます。

資料2-1の4ページにあります福祉施設から一般就労への移行という部分で、大友委員と同じですが、数値目標、計画に対する実施要綱として施策があるのかどうか。22年度は一般就労へ182名が実現しております。これは雇用促進法等による効果と思われませんが、受け皿の企業に対する支援、もしくは職場定着の支援で何か具体的なことを考えておられるのかどうか、これは計画ですので今後出てくると思うのですが、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

これは事務局でお答えいただく前に、福祉施設から一般就労への移行というところの福祉施設とは、通所のところを限定に計算されているのですか。そのあたりも補足いただければ助かります。

○事務局（西田事業計画担当係長） まず、会長がご指摘の福祉施設から一般就労への移行のところの福祉施設の定義、範囲でございます。資料2-2の2ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに、日中活動系ということで、例えば生活介護、自立訓練、就労

移行支援、就労継続支援が福祉施設ということです。そのうち、今の分析では、就労移行支援の利用者が一般就労に移行される方が多いという分析をしております。

そして、二つ目の具体的な取り組みの部分でございます。受け皿整備も含めたものでございますが、例えば、資料2-5の10ページは、障害者基本法に基づく計画のもので、雇用・就労というところで、柱を大きく三つ記載しております。まず、就労相談支援体制を充実するということです。ご承知のとおり、ハローワークなど、国の雇用施策とも連携し、場合によっては教育との連携もあるかと思いますが、そういった就労相談支援体制が一つです。二つ目の雇用の場の拡大ということで、今、検討しておりますのは、就職への支援と職場定着のための支援ということで、具体的にはまだ予算の状況があるものですから、例えば、今の就業・生活相談支援事業ということで、国で言うところのジョブコーチですが、札幌市でジョブサポーターという就職や職場定着のために企業と連携して取り組むといった事業も実施する予定でございます。また、企業に対する支援のほとんどが国の補助制度などもあるかと思うのですが、それもうまく活用することを考えております。

まだ検討段階でもありますことから、方向性としてはそのような大枠で、今後、細かいものを検討してまいりたいと考えております。

○藤原会長 池田委員、よろしいですか。

重ねてご意見があればお願いいたします。

○池田委員 間違っているかもしれませんが、現在のジョブコーチ制度は就職のためのものでとても効果があると思っております。職場定着もどれくらいまでの期間のものがなされるのかということをととても不安に思っております。今、国でもそういった制度はないのではないかと。離職したときにどうなっているのかということも含め、途切れのない支援をするために、そここのところが制度的にあると、当事者はもちろんですが、皆さんが安心できるのです。ですから、そこをぜひ検討していただきたいと思っております。

○藤原会長 ご意見ということですね。

それでは、高森委員からどうぞ。

○高森委員 最初に確認です。

障害者保健福祉計画は、概要版ということで、4ページの上に分野ごとの基本施策ということで、八つの分野に分けて、それぞれの分野で1、2、3と数字が振られて、説明がありますね。実際に計画になる場合には、1、2、3が分野1の主な施策の柱立てになって、丸がかいてあるものがその中でやっていく施策の総体的な説明になって、これに具体的な事業がくっついていくということでよろしいですね。

○事務局（西田事業計画担当係長） はい。

○高森委員 それでは、意見を述べさせていただきます。

まず、4ページの分野1の理解促進の1の三つ目の丸です。

ここに書いてあることは理解促進にはつながらないです。ここでは、地域福祉の増進を図

りますという言い方でとめておりますが、これでは理解促進の説明になっていないと思いますので、もうちょっとご検討いただければと思います。

それから、5 ページの一番上の4のボランティア活動・社会貢献活動の理解促進です。書かれていることは地域福祉活動の普及啓発に努めますとなっておりますが、これでは社会貢献活動やボランティア活動の理解促進の説明にはなっていないと思います。書くとすれば、ボランティア、あるいは地域福祉活動、具体的に地域において地域福祉に関して社会貢献をやっている活動などを市民に紹介することによってこういった活動への理解を促進するというのであればわかりますが、これでは表題とは合わないと思いますので、ご検討をお願いします。

それから、8 ページの分野4の2で雪対策と災害時等の安全対策の推進となっておりますが、ここには雪対策が一言も触れられておりません。したがって、雪対策をきちんと位置づける必要があるのではないかと思います。

それから、9 ページの分野5の4の卒業後の支援です。一つ目の丸は就労支援で二つ目の丸は生活支援につながっていく部分だと思います。卒業後の支援はだれがやるのかということです。これは、学校がやるわけではありません。そうすると、これはそれぞれの分野で述べられていることをダブリでここに入れているのではないかと思います、その辺の整理を考えたいかがかと思います。

先ほど、障がい者にかかわる消費生活相談の関係を情報コミュニケーションの中で取り上げられておりましたが、むしろ、そういった部分は生活支援で位置づける方が適切ではないかと思います。あるいは、権利擁護等までいきますと飛んでしまいますので、生活支援でも取り上げるべきことではないかと思います。

最後に、分野7と分野8で書かれていることで、障がい特性に応じた配慮、あるいは、スポーツのところでは必要な配慮と言っておりますけれども、中身が非常に抽象的でよくわかりません。したがって、生活支援のところの記述のように、何か例示などを入れながら説明しないとよくわからないのではないかと思います。ただ、これは概要版ですので、具体的な施策があればわかりますが、概要版でも少しわかるような形にしておいた方がいいのかなと思います。

以上、意見でございます。

○ 藤原会長 ありがとうございます。

ただいま、資料2 - 5に対して何力所かご意見をいただきましたが、これに対して事務局からいかがですか。

○ 事務局（西田事業計画担当係長） どうもありがとうございます。

まず、前段の理解促進の部分については、再度、整理したいと思います。また、これは概要版ということでかいつまんで記載したのですが、例えば、分野4の8ページの雪対策の部分は、計画の概要版ではない本書には取り組み施策として掲載する予定となっておりますが、概要版についても記載の見直しを検討したいと思っております。その他、分野7、分野8

についても整理させていただきたいと思います。

○藤原会長 ご意見ということでよろしいですね。

それでは、皆様からご意見をお願いいたします。

○西坂委員 セルフサポートセンターの西坂と申します。

二つありまして、一つ目が、就労移行支援の中でジョブコーチや就職相談員と接しているのですけれども、実際に一般就労はしたはいいのだけれども、その中で当事者が人間関係ですごく悩んでいたりと、雇用した方でも、この人は一体どうしてここで休んでしまうのか、ここでぐあいが悪くなってしまうかがわからないということで、双方でとても混乱されている感じが、いろいろな就労支援の方や当事者のグループに行っていて感じます。ですから、当事者の方にどんなことが起きているか、雇用者の側で当事者を雇用したときに何が起きるのかをぜひ知っていただきたいというか、その辺を研究していただきたいと思いました。

その質の向上が一番難しいと思うのですが、そこが、先ほど池田委員が言われていたように、長いスパンで同じところに勤め続けるのが一番難しいことですから、それがすごく大事かと思いました。

もう一つは、資料2-1で入院中の精神障がい者の地域生活への移行者の把握方法について、どういうところが難しいのか、お聞かせいただければと思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。

1点目はご意見ということで何って、2点目は資料2-1で調査方法に難があったというご説明のところを補足していただけますか。

○事務局(西田事業計画担当係長) 二つ目の数値目標の入院中の精神障がい者に関することです。まず、退院可能者数の把握でございます。これは、医療機関において調査をしていただきまして、その数字を集計するという調査方法で、北海道において隔年で実施している調査でございます。何をもって退院可能だと判断するのかという基準なども非常に難しいということもあって、そういった課題が一つございます。また、当初の平成17年度に400人が退院可能であると一たん集計しまして、その後、進捗管理をしていきますときに、400人個々の方が退院されたのかどうかというように、個人を追って調査をすることにはなっておりませんでした。例えば、21年度の退院可能者数は234人ですが、21年度に調査したその時点で退院可能者が234人だったという調査結果になっておりまして、その中に17年当時にいた400人がどうだったかという数字の追いかたができていないという調査方法なものですから、現在、国においてこういった数値目標を設定するのかを含めて検討中という状況になっております。

○藤原会長 西坂委員、いかがですか。

○西坂委員 すごくよくわかりました。

実際に退院してもいいという形で医療機関が判断しても、実際に受け入れるグループホームやケアホームなど日中活動をする場所がなく、ご本人がそこでやっぱりしたくないとなる場合を結構身近で見ているので、後を追っていく形で、その400人の方が5年後、

10年後にどうなっていたかという形で調べていただければありがたいと思いました。
よろしくお願ひします。

○藤原会長 追跡のデータということでございますね。

ありがとうございます。

引き続き、ご質問やご意見をお願いいたします。

○加藤委員 きらめきの里の加藤でございます。

先ほど大友委員もおっしゃっていたところに関連するかと思うのですが、事業所の数があるということと質のところでギャップがあるということでした。私どもは児童の施設なものですから、児童デイサービスに関しても事業所数が爆発的にふえましたが、その中身として、療育支援をやられているところがどこまであるのかという調査をされているのかどうかをお伺ひしたいと思います。

もう一方で、児童デイサービスは数値的に単価が高い事業ではありますが、使用の仕方というか、身近な保護者ではレスパイトサービスとして利用されるケースがあるように伺っております。そうすると、そのニーズがどれくらいあって、そのニーズに合わせたサービスの量がどれくらいあって、日中一時支援などは特にそうですが、提供できるサービス事業所がどれくらいあるのか、その辺の調査をされているのかどうか、その2点についてお伺ひしたいと思います。

そして、分野3の障がいの保健・医療に関するところで、医療ケアの必要な重度障がいの方との連携体制の充実を図りますと書かれております。それに関しては、今、ものすごく重い状態で医療ケアの必要なお子さんたちがたくさん在宅されていますが、それに関するサービスが非常に足りません。一方で、重症心身障がい児施設の中で年齢の高くなった方々がなかなか地域移行できづらく、医療ケアがなくても重症心身障がいという状況の中で地域移行できないケースがあります。そういった方々が地域移行できるためにどういったサービスをつくっていくのが計画の中に、これはそんなにすぐにできることと思っていないのですが、先ほどの児童の部分に関しては障がいの分野だけではなくて、子育てに関して連携をしなければいけなくて、そちらが主体になると思いますが、もう一方で、医療ケアの必要な方たちに関しては、障がいでありつつ医療であるという間のところで地域移行しづらい状況があり、大人の方に関しても、病院から退院できない状況の医療ケアのあるお子さんに関しても、ニーズとしてたくさん上がっているにもかかわらず、サービスが足りない状況があると思いますので、その辺に関して、ターミナル的な、センター的な機能を果たすものや、医療ケアのある方の障がい児・者の相談を専門に行える場所があるとか、病院と福祉のサービスをつなげるような場所をぜひ考えていただければと思っております。

○藤原会長 ご意見も含まれていたと思いますが、1点目は、資料2-2の児童デイサービスの実態で、数はふえています、療育支援をやっているかどうか、レスパイトの対応をしているということもありますが、そういう調査はありますか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 児童デイサービスについては、本当に爆発的に、今は100カ所以上あり、全国的に見ても札幌はとても多い実態にあり、我々もそういう認識をしています。

この質の向上につきましては、個別の監査指導をしておりますので、そういった中で個別には指導をし、問題があるところにつきましては指摘もしながら改善策を我々に提供し、それを認識していただくということがあります。それから、来年度は、法改正に伴って、札幌市は、今度、北海道からの権限移譲で、サービス提供事業所の指定事務を行うことになるので、その範囲内ではもっと質の向上に着目しながら指定に向けて何らかの形でできていったらいいと考えております。

それから、アンケートは特段しておりませんが、今のようなお答えになろうかと思います。

○藤原会長 加藤委員、あとは何かありますでしょうか。

○加藤委員 重度心身障がい児の医療ケアについてです。

○藤原会長 もう一点は、資料2の分野3に関してですね。

医療的ケアの必要な重度の子どもの地域支援は特に加齢になると難しくなるということや病院と家庭と地域との連携を相談するような場所が不足しているのではないかと、サービスも重度心身障がい児で医療も必要となるとなかなか行き届いたサービスに当たることができないというご意見だったと思います。

これは、ご意見でもありますが、現時点でコメントがあればお願いします。

○加藤委員 例えば、相談支援事業所がありますが、その中でどれくらいそういった相談を受けているのかという数字的なものはありますか。また、病院から退院してくるときにどこを利用しているか、どういうところで相談しているかはわかっていますか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 大変恐縮ですが、個別には相談事業所等でもアンケート等で重度心身障がい児に対する相談の件数をカウントしていない状態だと思えます。今後、またそういったご意見を踏まえて、相談支援事業所の充実を図っていきたいと思えますし、重度心身障がいについては、私たちもいろいろな施策ができず、国に要望も進めつつ、我々札幌市としても単独で何か支援事業、施策ができないかと考えております。

これは、財源確保もにらみつつ、一つでも新たな施策展開を考えておりますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

計画には、具体的にこれをやるということは書けないと思いますが、鋭意努力して進めている途上でございますので、お許し願いたいと思えます。

○藤原会長 ありがとうございます。

皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○山内委員 分野2の生活支援のところの福祉用具のことです。

日常生活用具は修理するということはないのですか。

○事務局（天田 障がい福祉担当部長） ありません。

○山内委員 今回、ある方が日常生活用具の申請に行ったときに、ベッドをお願いに行ったときに、ご本人は修理で行かれたらしいのです。そうしたら、耐用年数も近いので、取りかえていただいて構わないというお話をいただいたらしいのです。

結局、業者に来ていただくと、持ち出し金が結構大きくなって、2パターンを考えていただいたらしいのですが、結局、持ち出しが高くなり、修理を自費で払ったら幾らだと言ったら、そちらの方が安かったのです。年金生活の方だったのですが、結局、自費で直されて使うということを選択したらしいのですけれども、歩装具に関しては新しく申請と修理があるのです。ですから、できるのなら日常生活用具の中にも修理があれば、今、いろいろな意味で財政が大変だということでもよく聞かれるので、例えば、ベッドなどは15万4,000円でしたが、金額がある中で買うので、新しいものを買わなくても1万円です修理の交換できるということです。普通、一般に考えたときの発想ですが、それでできるのなら、そういうところも修理の対象になってくれたらすごく助かるというお話をいただいていたものですから、考えていただければと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

ご意見を伺うということで、何かありますか。

○事務局（前田在宅福祉係長） 今のことと直接かかわることではないのですが、今、車いすについて、児童の場合は特殊な装置があるということで、修理をした場合の瑕疵担保責任、中古車で言えば何年保証という部分も非常に難しいということで、我々も環境局に要請しました。しかし、札幌市社会福祉協議会で車いすのリサイクルの情報提供事業について、ぜひ、それを広めていただきたいということで、今回につきましては、ごみの分別ガイド等に車いすの不要な方についてはリサイクルの推進事業がありますということで、リサイクル品の活用について載せました。その背景には、毎年、300台程度の車いすがホッパー車によって大型ごみとして廃棄されている状況も伺ってありました。子どもの特殊な車いす等は除くのですけれども、使えるものについてはぜひリサイクルを図っていただきたいということで、私どもで環境局等に働きかけを行って、社会福祉協議会の協力を得ながらリサイクルできる方策について今後とも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山内委員 障がいのある方たちは、自分の体に合ったものはなかなかなくて、オーダーでつくっていくので、リサイクルもなかなか難しいと思います。別に悪いことではないのです。自分の体に合ったものを修理することで使っていけるのでしたら、それはいいことだと思うので、そういう意味も兼ねて体に合うものを考えたときには、そういうものも修理の対象にさせていただくように考えていただければ助かります。よろしくお願いします。

○藤原会長 日常生活用具にもそういう発想を入れてほしいというご要望だったと思います。

ほかにはいかがですか。

○阿部委員 山の手養護学校の阿部です。

概要版の9ページの分野5を見せていただいて、何点かお話しさせていただきたいと思います。

一つは、ライフステージに応じた相談支援体制の充実とございますが、ここの丸と3番目の学校教育の充実の一つ目の丸が基本的には同じ文言になっているのです。これはどういったお考えなのかということです。

また、ライフステージに応じたとなれば、ライフステージはどこまでのスパンで考えていらっしゃるのか。児童生徒ということもあれば、学校ですと、どうしても学歴は小・中・高校の範囲で限定してしまうような表現になるものですから、その辺をどうお考えになるのかということで、相談支援体制の充実ということであれば、結びとしては教育的支援体制の充実なのかと思いました。

また、3番目に書いている学校教育の充実については、これはこれでわかるのですが、一つは、障害者基本法の改正に伴うインクルーシブの部分はどうお考えなのかということです。第16条関係では共生という言葉が入っておりますね。そういうあたりをどうするかということです。

最後に、教育委員会で持っている特別支援教育基本計画がありますが、あれは平成15年度から31年度の計画期間だと思えますけれども、それとの整合性をどうするか。逆に、これは教育委員会の方でこれに基づいて変えていくのかどうか。私どもでは、担当する主事から変えるとは聞いていないものですから、その辺のことも教えていただける範囲でお願います。その辺との整合性は必要なのかなと感じました。

○藤原会長 ありがとうございます。

資料2-5の9ページの分野5の教育育成に関して、文言の問題がありますが、お願いします。

○事務局（西田事業計画担当係長） まず、計画の基本施策1と3の説明が同じということです。これは、今、整理している段階でございます。この分野5につきましては、教育委員会の施策が多くなってございます。先ほど、特別支援教育に関する基本計画との整合性も、特に教育委員会といろいろ協議してこの分野5をつくり上げており、今も検討中でございます。ライフステージとはどこまでかというご指摘でしたが、持ち帰って整理したいと思えます。ただ、想定としまして、教育育成の分野ですから、例えば出生して、そこから保育、学齢期、高校ぐらいまでかという個人的な考えかも含まれておりますけれども、整理をさせていただきたいと思えます。

また、3番目の教育の充実ということでご指摘がございました。改正障害者基本法の関係ですが、これは教育委員会とも整理してまいりたいと思っておりますけれども、現段階では概要版に記載したものが大まかな方向性です。これも、教育委員会とも先般いろいろ相談したときに、予算的な財源確保の部分も無視できないという状況などもございまして、

この計画でどこまで位置づけて展開できるかということを教育委員会と協議し、整理してまいりたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

文言の整理が必要であるということをご理解できたと思います。教育とはなっておりますが、早期療育となると1歳の子どものころから始まっていますし、そのあたりの整理をお願いしたいと思います。

時間も大分押してまいりましたが、皆様からご意見はいかがでしょうか。

資料もたくさんありますので、ここは時間をかけたいところかと思いますが、大体よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、この案件につきましてはここで一たん終了させていただきたいと思います。

少し急ぎ足で進めさせていただきましたので、途中の案件のところで質問できなかったことがございましたら、改めてお願いしたいと思います。いかがですか。きょうの議題全部に関するご質問、ご意見をもう一度確認したいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 特にないようでしたら、本日の議題については、これで終了いたします。

事務局で追加のことは何かありますか。

あるいは、委員の皆様からご提案やご意見などがありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

○藤原会長 それでは、以上をもちまして、本日の第1回協議会を終了したいと思います。

長時間にわたってご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以 上